

# 保稅會新任者研修 (保稅工場編)

平成29年10月

監視部 保稅檢査第2部門



## ○ まず初めに保税とは

---

☆ 保税という言葉については、関税法上、特に定義はありませんが、広辞苑によると、「関税の賦課は保留されている状態」となっていることを言います。

---

☆ 「貨物の輸出入は、すべて通関手続を要するので、貨物の国内への引取り又は船舶、航空機への積込みに当たっては、通関手続を行うための施設が必要です。

また、輸入手続をしないで、外国貨物を特定の場所に蔵置し加工・製造等を行えば、商工経営上便利であり、貿易の振興、文化の交流をはかる見地から有益です。

このような必要から設けられたものが保税地域です。」

（「関税法規精解」より）

---

## ○ 保税工場とは

---

☆ 我が国は、国内資源に乏しいため、原料品の多くは海外に依存しています。

海外からの原料品を国内消費のために引き取る(輸入する)際には、国内産業の保護を主目的とする関税が課されます。したがって、課税済みの原料品を使用して製品を製造し輸出することになり、それだけ価格面において国際競争力が弱められることとなります。

---

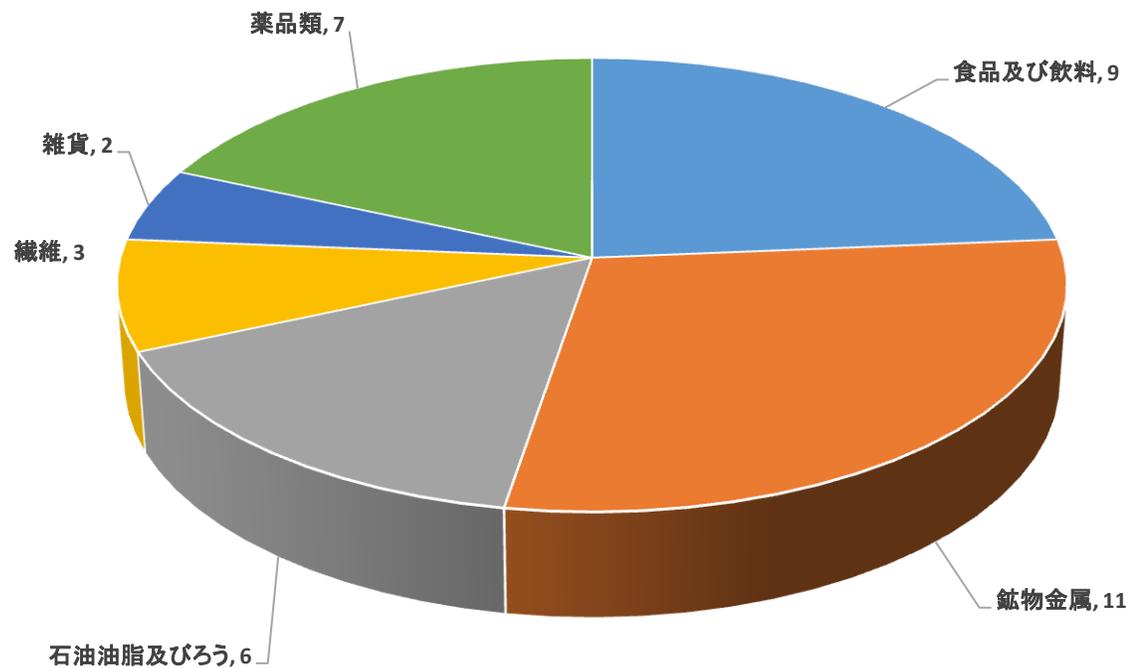
そこで

☆ 低廉で海外に積戻すために、原料品について外国貨物のままで製造等の作業(保税作業)を行なうことを可能とした制度が保税工場制度です。

---

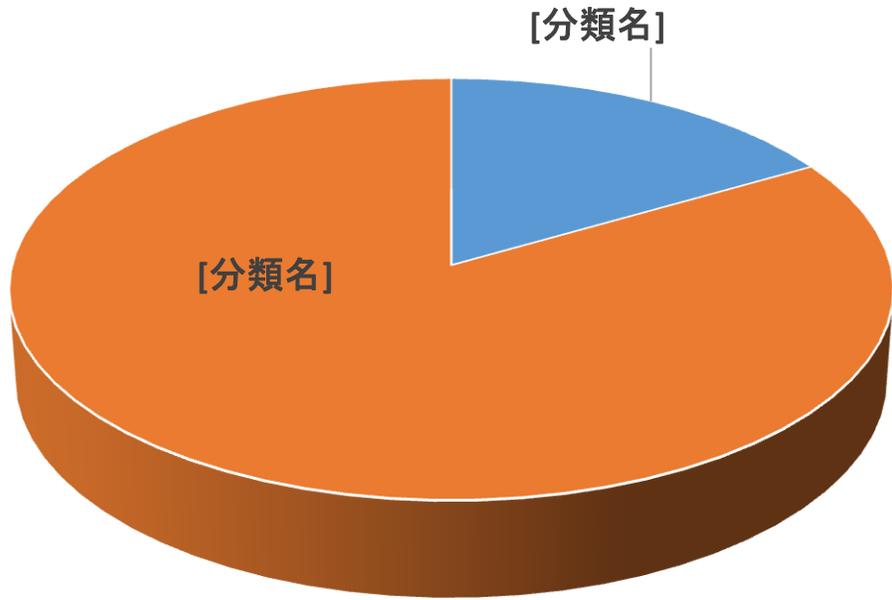
## ○ 名古屋税関管内の保税工場数（業種別）

▪ 食品及び飲料	9ヶ所
▪ 鉱物、金属	11ヶ所
▪ 機械、機器	0ヶ所
▪ 石油、油脂及びびろう	6ヶ所
▪ 繊維	3ヶ所
▪ 雑貨	2ヶ所
▪ 薬品類	7ヶ所

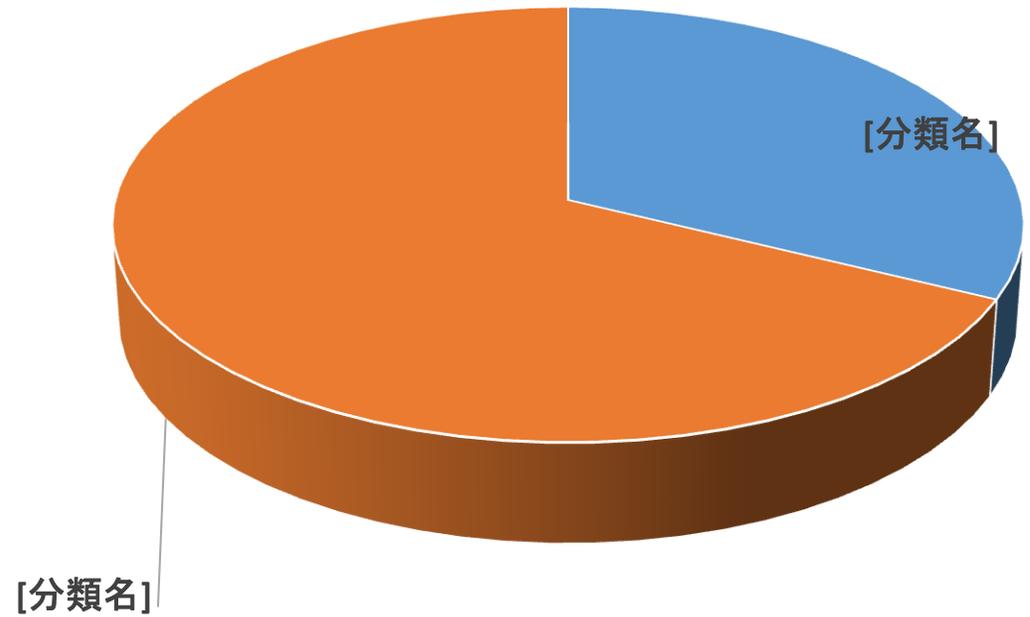


# ○ 名古屋税関管内の保税工場数（管理形態別）

保税作業形態別一覧



管理形態別一覧



## ○ 保稅作業の届出

---

### ☆ 保稅作業の届出(関稅法第58条)

保稅工場において保稅作業をしようとする者は、その開始及び終了の際、その旨を税関に届け出なければなりません。

都度報告 (原則)

### ☆ 指定保稅工場の簡易手続き (関稅法第61条の2第2項)

前項の指定を受けた者は、政令で定める事項を記載した報告書を翌月10日までに、税関に提出しなければなりません。

月毎報告 (簡易)

## ○ 指定保税工場における貨物管理の特例【総量管理】

### ☆ 工場の要件

- ◆ 指定保税工場
- ◆ 関税徴収の確保上問題がないと認められた工場

### ☆ 保税作業の要件

- ◆ 確定歩留りが設定されている作業  
または
- ◆ 原料の外国貨物の数量に対応する製品等の数量が即物的に、かつ、容易に把握できる作業
- ◆ 外国貨物と内国貨物との混用の場合  
内国貨物は、原料の外国貨物と同一税番及び同一統計番号に属し、かつ、商品的にも同種の貨物

## ○ 内外貨混合使用承認適用時の内国貨物

<b>個 別 管 理</b> 【関税法基本通達59-1(2)】	<b>総 量 管 理</b> 【関税法基本通達61の2-6(2)】
外貨原料品と全く同種の内国貨物	外貨原料品と全く同種の内国貨物
外貨原料品と税番税率等は異なるが、商習慣上は同種の原料品と認められる内国貨物	外貨原料品と同一税番及び同一統計番号に属し、かつ、商品的にも同種のものとして取り扱われる内国貨物
外貨原料品と税番、税率または統計番号が異なり、商習慣上も必ずしも同種の原料とはいえないが、混合作業を行ったときに、外貨原料品単独作業のときと等質の製品が製造できる内国貨物	

## ○ 貨物管理方式で内外貨混合使用による製品特定の相違点

貨物管理方式 管理方法	個別管理	総量管理
原料・製品管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IM単位の管理</li> <li>・区分蔵置が必要</li> <li>・差し札が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先入先出方式による管理</li> <li>・原則、区分蔵置は不要</li> <li>・差し札は不要</li> </ul>
記帳義務	原料使用時	一部省略可(社内帳票使用)
原料引落とし	原料使用時	製品出荷(積戻申告)時
外貨製品特定時期	製造した時	積戻しの時
歩留りの設定	歩留り $\frac{\text{製品数量}}{\text{原料品数量}}$	原単位 $\frac{\text{原料品数量}}{\text{製品数量}}$
外貨の亡失	外貨の亡失(関税徴収)	内貨の亡失(外貨と振替)

# ○ 保税工場における記帳義務について

保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場にある外国貨物についての帳簿を設け、**政令で定める事項**を記載しなければなりません。【関税法第61条の3】



原料置場		製造設備		製品置場		
原料搬入 (第1号)	原料使用 (第2号)	製造終了 (第3号)	保工外への払 出(第4号)	輸入許可(第5 号)	輸入許可前引 取 (第6号)	製品搬出 (第7号)
貨物の記号、番 号、品名、数量、 価格、搬入年月 日、承認番号(船 舶の名称、入港 年月日、保税運 送承認番号)	貨物の記号、 番号、品名、 数量、使用 年月日	製品の記号、 番号、品名、 数量、終了年 月日	貨物の記号、 番号、品名、数 量、出した場所	貨物の記号、番 号、品名、数量、 許可年月日、許 可番号	貨物の記号、 番号、品名、 数量、承認年 月日、承認番 号	貨物の記号、番号、 品名、数量、価格、 搬出年月日、目的、 許可・承認番号(船 舶の名称、出港年 月日)
保管で可	追記で可			保管で可	保管で可	保管で可

指定保税工場の場合

省略可【総量管理】

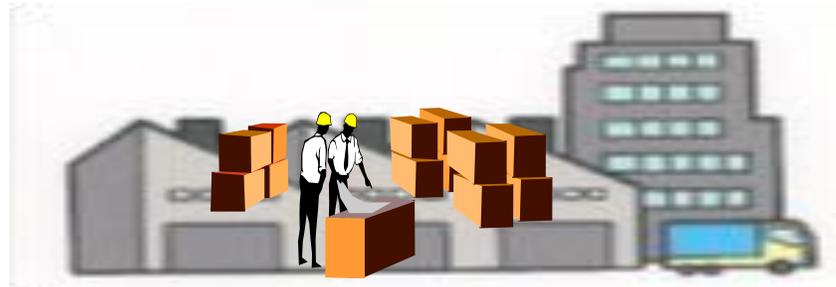
再確認を！！



## ○ 貨物の搬入時に気をつけること

- ☆ 搬入貨物と搬入関係書類(保税運送承認書、ポートノート、送り状等)との対査・確認は確実に実施していますか。  
また、搬入貨物に数量の過不足または損傷があった場合は、その内容が搬入関係書類に注記されていますか。

- ☆ 保税工場で使用する貨物(外貨のまま又は保税工場に搬入後輸入許可を受けて保税作業に使用する貨物並びにこれらと同種の貨物で保税工場における内貨作業に使用するもの)以外の外国貨物が搬入されていませんか。



- ・貨物の記号
- ・番号、品名
- ・数量、価格
- ・搬入年月日
- ・IM年月日、承認番号
- ・指定保税工場の場合  
(船舶の名称、入港年月日、保税運送承認番号)

関係書類の保管可

再確認を！！



## ○ 貨物の蔵置時に気をつけること

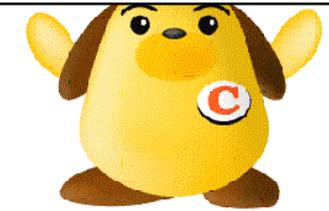
- ☆ 保税工場区域外に外国貨物である原料、製品、副産物、仕掛品、包装材料等が蔵置されていませんか。
- ☆ 外国貨物である原料及び製品等の区分蔵置（IM承認毎の区分、さし札、はい付）がされていますか（ただし、総量管理の場合は除く。）。
- ☆ IM未承認のまま3ヶ月を超えて蔵置されていませんか。
- ☆ IM承認されてから2年を超えて蔵置されていませんか。



- ・貨物の記号
- ・番号、品名
- ・数量、価格
- ・搬入年月日
- ・IM年月日、承認番号
- ・指定保税工場の場合  
(船舶の名称、入港年月日、保税運送承認番号)

関係書類の保管可

再確認を！！

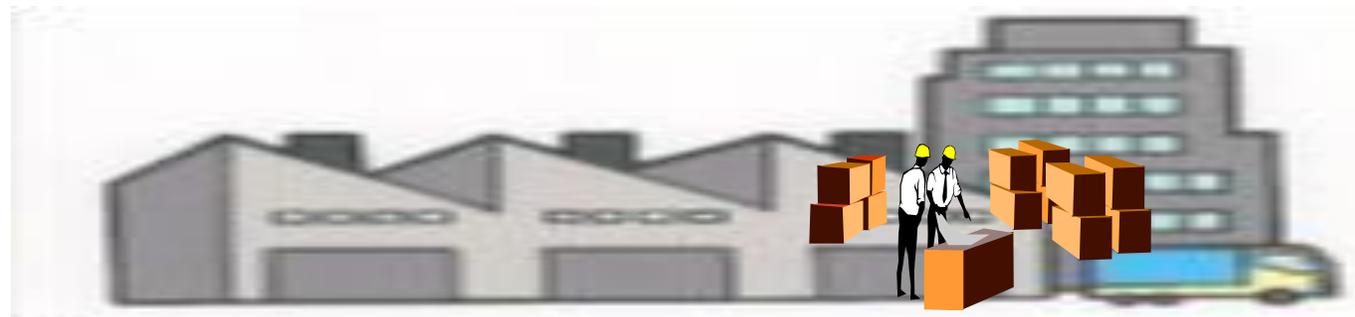


## ○ 貨物の使用・終了時に気をつけること

### ☆ 個別管理

- ◆ 製造期間経過後に製造した外貨製品について外貨特定を行い、区分蔵置していますか。
- ◆ 外国貨物である副産物、発生くず及び古包装材料も、区分蔵置していますか。
- ◆ さ細な副産物引取願いを税関に提出(包括の場合は引取記帳)し、又は輸入許可若しくは滅却承認を受けてから国内に引き取られていますか。

※ 総量管理の場合は、貨物管理は要りません。



- ・製品の記号
- ・番号、品名
- ・数量、価格
- ・使用した年月日
- ・作業終了した年月日

関係書類の追記可

再確認を！！

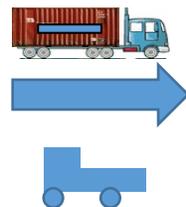
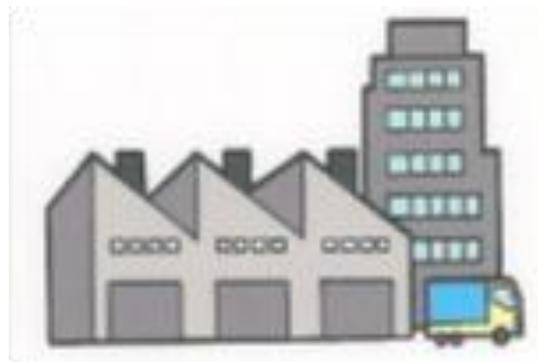


# ○ 保税工場外許可を受け貨物を出した時に気をつけること

## ☆ 個別管理

◆ 保税工場外作業場への搬出入に係る記帳が、正確になされていますか。

※ 総量管理の場合は、貨物管理は要りません。



保税工場外作業場へ

- ・出した場所
- ・貨物の記号
- ・貨物の番号
- ・貨物の品名
- ・貨物の数量

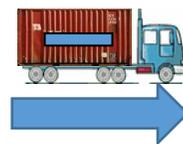
再確認を！！



## ○ 製品の搬出時に気をつけること

### ☆ 総量管理

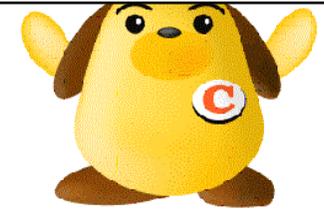
外貨製品特定時(積戻し申告時、輸入申告時、保税運送申告時及び包括保税運送の場合は発送確認時)に、査定歩留りにより外貨原料引落とし数量を算出し、保税台帳から速やかに、かつ正確に引き落とされていますか。



- ・製品の記号、番号
- ・製品の品名、数量、価格
- ・搬出年月日、目的
- ・搬出に必要とされる許可・承認を受けた年月日及びそれらの許可・承認番号(ただし、指定保税工場の場合は、船舶の名称、出港予定年月日)



再確認を！！



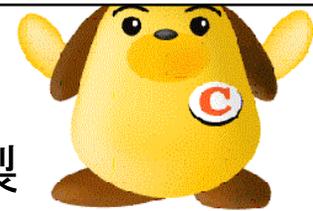
## ○ 保税工場において注意すべきこと

- ◆ みなし蔵置規定を利用した場合の受け入れ処理は適切にできていますか。
- ◆ 外貨製品と内貨製品は区分されていますか。
- ◆ さ細な副産物の引取り及び古包装材(包括)の引取りに係る記帳はできていますか。
- ◆ 歩留りの変更があった場合に、配合割合に係る社内システムの計算式は確実に変更していますか。
- ◆ 保税工場の許可区域外で保税作業の工程を行っていませんか
- ◆ 保税工場外作業許可を受けずに、保税工場外の関連企業等に保税作業を委託していませんか。
- ◆ 査定歩留りにおける、端数処理は的確になされていますか。
  - ・製品数量 → 原料品使用数量:原料数量の単位未満の端数切捨て
  - ・原料品使用数量 → 製品数量:製品数量の単位未満の端数切上げ
- ◆ 総量管理における貨物管理は適正になされていますか。

(外貨原料は過大引落としになっていませんか。)

  - ・使用内訳表の外貨残高以上に実在庫(原料・仕掛品・製品の総量)の原料数量は確保されていますか。
  - ・内貨原料に相当する原料がないにも関わらず、製品を国内出荷していませんか。
  - ・外貨原料に相当する原料がないにも関わらず、製品を積戻ししていませんか。

再確認を！！



## ○ 内外貨混合使用作業による総量管理方式の工場で気をつけること

個別管理方式での内外貨原料使用数量は、原料を投入した後、製造期間経過後に製品特定し算出しますが、総量管理方式による保税工場の内外貨原料品使用数量の調整は、工場内に搬入してから内外貨製品特定までは、仕掛品として管理します。

よって

総量管理方式の保税工場は、個別管理の方式の場合と比べ、内外貨原料品の区別を行わず一律に仕掛品として管理され、実際に工場内にある外貨残高数量、内貨残高数量を即物的に把握することは難しくなり、特に大規模工場（在庫管理と帳簿管理の部課が別れている工場の場合は、部課間の相互連絡の不徹底により在庫量に相違が生じる可能性があります。）の場合は、実際の在庫数量と保税台帳上の残高数量に違いが生じる可能性があります。

工場内への搬入数量  
を常に把握



工場内からの搬出数量  
を常に把握



再確認を！！



## ○ 保税工場においてよくあるミス（その1）

- ◆ 二重チェックの励行をしていますか。  
帳簿（原料台帳、製品整理簿等）及び加工製造等報告書における誤りは、確認不足による単純な転記ミスが多いことから、常にチェック体制の構築を図ることが大切です。
- ◆ CPに係る「貨物管理規則」及び「社内管理体制」は現状と一致していますか。  
人事異動等により組織変更があった場合は、必ず組織図等チェックし、速やかに対応することが大切です。
- ◆ 原料台帳等は、確実に日別に記載することが大切です。
- ◆ 各種届け出等は遺漏なく提出されていますか。
  - ・保税工場の増改築に伴う場合：「貨物収容能力の増減等の届出（C-3160）」（工事届）
  - ・作業工程の機械設備を更新又は撤去する場合（新しいラインを含む。）
  - ・許可・承認区域外にテント倉庫等を設置し、製品を蔵置する場合
  - ・保税工場の面積変更する場合
  - ・製造方法（主要な機械設備を含む。）等を変更しようとする場合
  - ・新製品の製造に伴う場合：「保税作業の種類等の変更承認申請書」

再確認を！！



## ○ 保税工場においてよくあるミス（その2）

- ◆ 届出ていない原料品を使用し、届出ていない製品を製造していませんか。
- ◆ 個別管理においては、各貨物の「区分」は、はっきりさせていますか。
- ◆ 総量管理においては、製品に対する外貨原料の把握等が的確になされていますか。
- ◆ 古包装材料(包括)引取りについて、一種の輸入行為であるとの認識がありますか。
- ◆ 移入承認(IM)された貨物の蔵置期限(2年)管理は適正になされていますか。
- ◆ 外貨原料配合割合等で規格変更に伴う歩留り変更があった場合、計算式の変更はできていますか。
- ◆ 保税工場の許可区域外で保税作業工程を行っていませんか。
- ◆ 許可を受けずに、保税工場外の関連企業等に保税作業を委託していませんか。

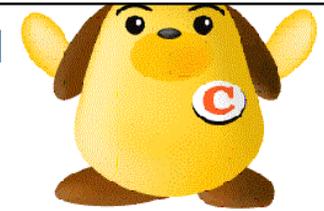
再確認を！！



## ○ 保税工場においてよくあるミス（その3）

- ◆ 保税原料あるいは製品を保税工場外に蔵置していませんか。
- ◆ 外貨原料の過大引き落としをしていませんか。  
【主な事例】
  - ・外貨原料配合割合が変更されていたが、社内システムの訂正を忘れていた。
  - ・歩留通知書が新たに発出されたが、旧適用数値のままであった。
  - ・製品中の成分含有率を誤って社内システムに入力した。
  - ・外貨原料引き落としの際、製品重量のグロス重量を用いて計算していた。
- ◆ コンテナで搬入された貨物に外貨原料品以外の外貨が含まれていませんか。
- ◆ 税関の手続きを受けることなく、保税製品を他の保税地域に運送していませんか。

再確認を！！



## ○ 非違とは、法に違反する行為

【処分】(法第61条の4/準用・法48条)

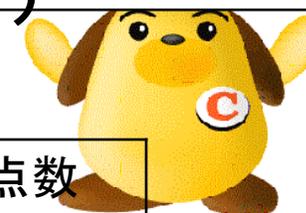
- ▶ 保税工場の許可の取消し
- ▶ 外国貨物又は輸出しようとする貨物の搬入停止若しくは、保税工場において保税作業することを停止
- ▶ 通告処分(法人罰)・関税等の追徴

【原因】

- ▶ 保税関係業務を全て担当一人で行っているものです。
- ▶ 関税法の認識不足等によるものです。etc.

# ○ 処分規定に係る基礎点数（関税法基本通達48-1別表1）（その1）

再確認を！！



非 違 の 態 様	基礎点数
	10件以下 (※1)
1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可または承認を要する行為について、当該許可または承認を受けることなく当該行為を行うことです。 (例えば、保税地域外蔵置、無許可見本持出し、未承認運送etc.)	3
2. 税関への届出若しくは報告等または自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等または記帳を怠ることです。 (例えば、記帳漏れ、無届工事、亡失についての無届etc.)	2 (※2)

(※1) 非違件数が10件を超える場合は、その超える件数10件まで毎に当該点数を加算します。

(※2) 非違件数が10件を超える場合は、その超える件数10件まで毎に当該点数を加算しますが、合計点数は60点を限度とします。

## ○ 処分規定に係る加算点数（関税法基本通達48-1別表1）（その2）

再確認を！！



### ☆ 関与者による加算

関 与 者	加算点数
被許可者（被許可者が法人である場合は、その役員）	30
代理人または支配人その他の主要な従業者	10

※ 代理人または支配人……………総合責任者

※ 主要な従業者……………貨物管理責任者、顧客責任者、委託関係責任者

### ☆ 過去の搬入停止処分に至らない非違があった場合の加算

期 間	加算点数
非違が最後に行われた日から1年以内	10
非違が最後に行われた日から2年以内	7
非違が最後に行われた日から3年以内	5

## ○ 処分規定に係る減算点数（関税法基本通達48-1別表1）（その3）

再確認を！！



### ☆ 自発的な非違があった旨の申し出があった場合の減算 （基礎点数＋加算点）の1／2に相当する点数

ただし、

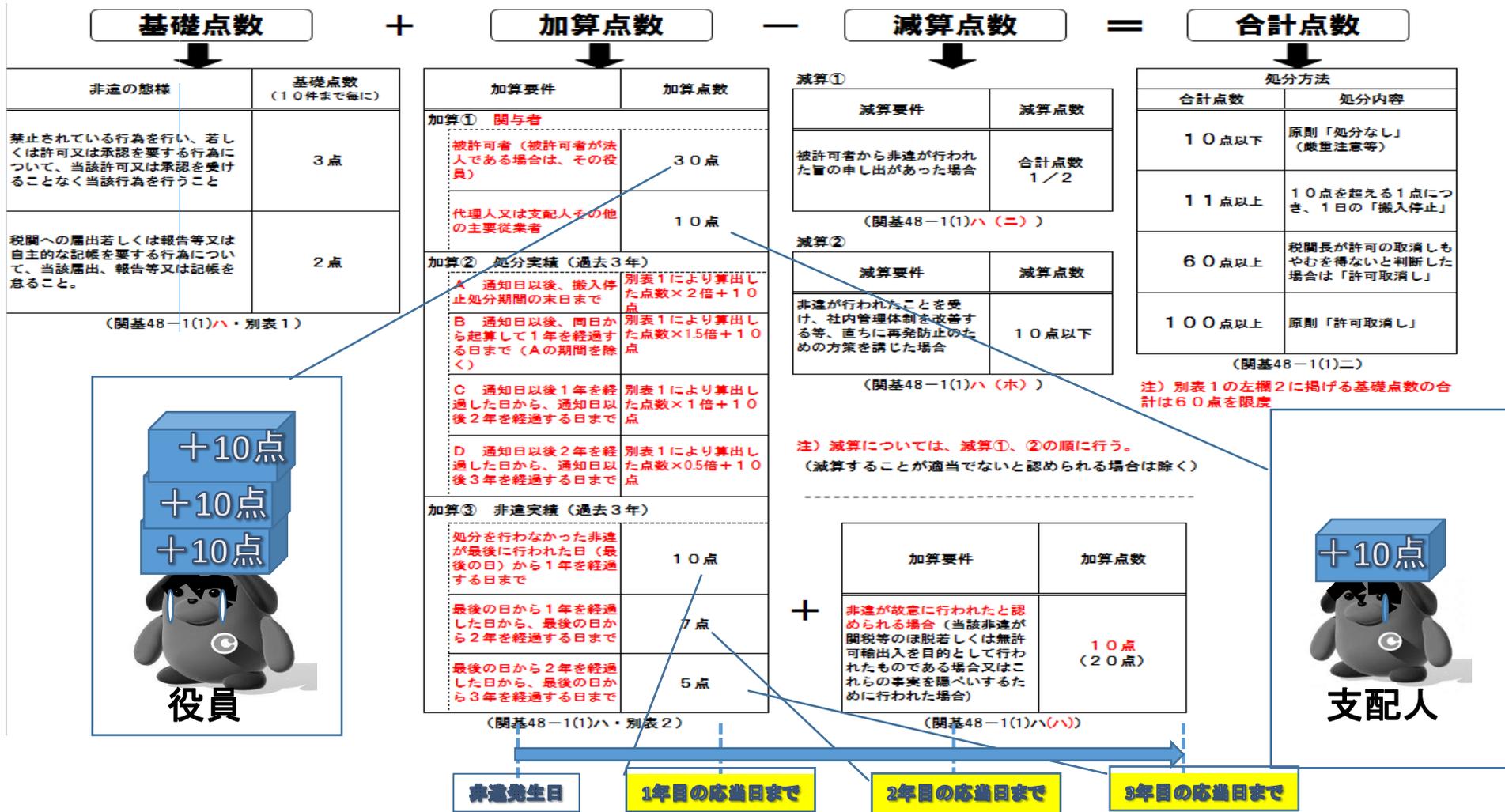
- ◆ 税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合
- ◆ 過去に同様の非違が行われた場合  
等、減算することが適当でないと認められる場合を除きます。

### ☆ 直ちに再発防止のための方策を講じた場合の減算 10点を限度として減算

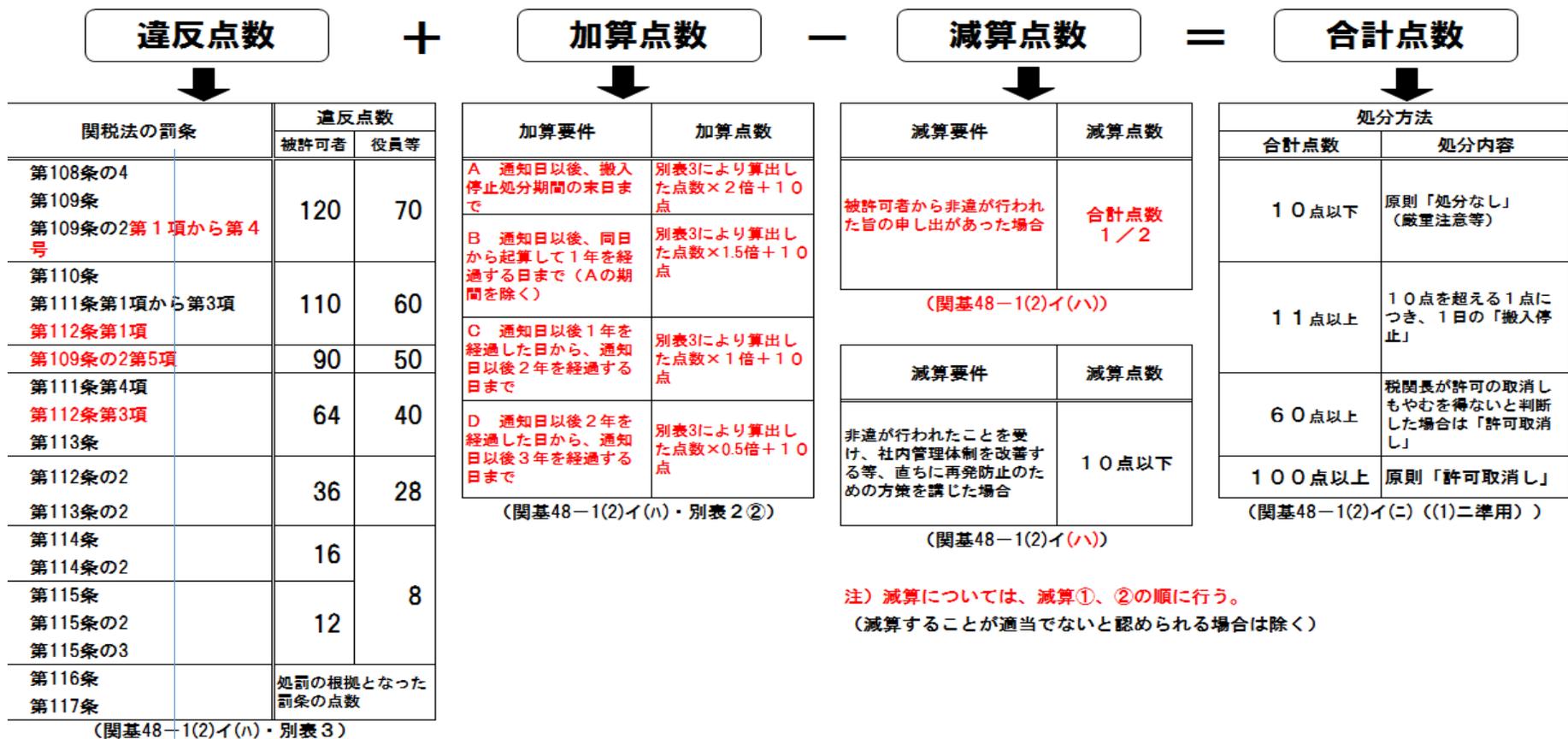
ただし、

- ◆ 過去にも同様の非違が行われた場合  
等、減算することが適当でないと認められる場合を除きます。

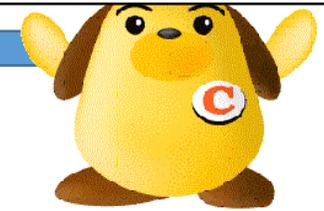
# ○ 処分規定に係る減加算一覧（その1）



# ○ 処分規定に係る減加算一覧（その2）



再確認を！！



## ○ 非違を起こさないための対処法

- ◆ 社内管理規定(基本動作)を徹底してください。
- ◆ 台帳への記帳について、二重チェックしてください。
- ◆ 原料や製品の棚卸による数量把握を確実にを行い、ミスを発見できる体制を整えてください。
- ◆ 帳票類は確実に、整理・保管してください。
- ◆ 疑問点等は、速やかに担当保税部門に相談してください。
- ◆ 担当者の引継ぎは確実に行ってください。
- ◆ 社内の連絡体制の確立をお願いします。
- ◆ 許可・承認期間を把握し、確実に更新を行ってください。

## ○ 過去にあった非違事例（その1）

再確認を！！



### 貨物管理方式：内外貨混合使用・総量管理

#### ◆ 概要

工場内の内外貨混合使用に係る在庫数量を確認したところ、保税台帳上の外貨原料残高を著しく下回っていたもので、本来外貨の在庫数量として残っていなければならない帳簿上の在庫数量がなかったものです。

#### ◆ 原因

搬出時の在庫管理が適正に実施されておらず、本来積戻すべき外貨製品を同種の内貨製品の国内需要が好調であったことから、国内販売用として無許可で搬出したもので、保税担当者の内外貨混合作業及び総量管理等の保税作業に関する理解不足によるものです。

# ○ 担当者はどのように判断し行動すればよかったか！

再確認を！！



☆ 工場内にある外貨原材料在庫量に加え同種の内貨原材料在庫量を把握する。

そのためにとるべき行動は

- ◆ 工場内への内外貨原料品の搬入数量及び工場からの内外貨製品の搬出数量を常に管理する。
- ◆ 総量管理適用保税工場の場合は、内外貨原料品の搬入と同時に仕掛数量として管理されることから、内外貨製品ともに工場内にある内外貨仕掛数量の範囲内で搬出するための製品特定を行います。
- ◆ 場合によっては、保税作業の製造工程で発生する屑及び不良品の補てんも内貨原料品で行うこととなるので、注意が必要です。
- ◆ 社内管理規定に遵守した貨物管理を行います。

## ○ 過去にあった非違事例（その2）

再確認を！！



### 貨物管理方式：内外貨混合使用・総量管理

#### ◆ 概要

保税作業による製品以外に外貨の副産物が発生していましたが、当該副産物について保税台帳に記載されていた当該副産物残高数量と実際に工場内にある在庫数量について精査したところ、工場内にある在庫数量が不足していたものです。

#### ◆ 原因

保税作業に伴い発生した外貨副産物について、搬出担当者が工場から搬出する際に、輸入許可書と当該副産物との対査確認を行わずに、搬出したものです。

## ○ 担当者はどのように判断し行動すればよかったか！

再確認を！！



☆ 保税作業に伴い生成された外貨副産物について、輸入申告後、その許可を得ていることを、同輸入許可書と対査確認し、当該副産物の搬出記帳及び外貨原料品の使用数量並びに残数量について、都度使用内訳表に記帳するとともに、月末の棚卸しの際に、当該副産物の在庫量と使用内訳表の残数量との整合性を確認してください。

☆ 内貨副産物として出荷できる数量は、工場内にある副産物在庫数量から使用内訳表の外貨副産物残数量を引いた数量になります。その数量を超えて国内に引き取ることはできませんので、当該副産物の内外貨の在庫管理を確実に行ってください。

再確認を！！



## ○ 過去にあった非違事例（その3）

### 貨物管理方式：内外貨混合使用・個別管理

#### ◆ 概要

外貨原料品の一部に不良品が見つかったことから、納期に間に合わせるため同種の内貨原料品で製造したが、当該代替えた内貨原料分については外貨原料を使用したことにして、外貨原料品の保税台帳から使用数量を引き落として積戻し申告したものです。

また、使用しなかった外貨原料は、輸入許可を受けることなく国内販売用原料として使用したもので、保税担当者は、内外貨混合使用の承認を得ていたことから不正に当たらないと誤認していたものです。

#### ◆ 原因

保税担当者が特異な事例であったにも関わらず、内外貨混合使用を受けていることから問題ないとの自己判断のみで処理したことによるものです。

## ○ 担当者はどのように判断し行動すればよかったか！

再確認を！！



◆ 外貨原料品の品質に異変等があった場合は、速やかに税関に報告し状況説明のうえ、当該貨物について取扱いの指示を仰いでください。

◆ 不良品のあった外貨原料品を国内販売用としての原料にする場合は、輸入許可を受けた後で、内貨原料品として使用してください。

◆ 海外オーダー分については、他の外貨原料品を使用する、又は仕入れの手当てがつかなければ、振替免税制度等を利用する若しくは内貨原料品から製造した製品を輸出申告・許可のうえで輸出してください。

再確認を！！



## ○ 過去にあった非違事例（その4）

### 貨物管理方式：内外貨混合使用・個別管理

#### ◆ 概要

積戻し許可を受けた外貨製品について、外貨製品と同種の内貨製品を合わせて搬出したことから、誤記帳となったものです。

#### ◆ 原因

保税担当者は、区分蔵置は行っていたがその意味を理解しておらず、搬出貨物と搬出根拠書類の対査確認についても履行していなかったものです。

## ○ 過去にあった非違事例（その5）

再確認を！！



### 貨物管理方式：内外貨混合使用・個別管理

#### ◆ 概要

歩留り更新（査定歩留り適用）に伴い、外貨原料品使用量の数値の見直しがあつたにも関わらず社内システムを訂正していなかったことから、見直し前の誤った数値で外貨原料品使用量が計算され、外貨原料の過大引落としとなっていたものです。

#### ◆ 原因

保税担当者が、歩留り更新に伴う外貨原料品使用量の数値について、変更しなければならないという認識がなく、社内システム電算部への報告ができていなかったものです。

## ○ その他非違事例一覧（その1）

再確認を！！



### ◆ 概要（内外貨混合使用、個別管理）

保税作業の際、歩留設定がされた外貨原料品を使用すべきところ、歩留設定がされていない外貨原料品を使用していたものです。

### ◆ 概要（内外貨混合使用、総量管理）

工場内に搬入した外貨原料について、何ら承認を受けることなく、置くことができる期間（みなし蔵置期間：3ヶ月）を超えて蔵置していたものです。

### ◆ 概要（外貨単独、一般保税作業）

外貨原料品の船積・運搬用に使われる貨物と一体になっていた「吊り具等の部分について内貨であると誤認し、税関手続きを行うことなくスクラップとして国内に引き取っていたものです。

## ○ その他非違事例一覧（その2）

再確認を！！



### ◆ 概要（一般保税作業）

工場内にIM承認（運送兼用）を受けて搬入した外貨原料について、社内連絡体制の不備から、保税担当者へ何ら連絡がされておらず、保税台帳への記帳が行われていなかったものです。

### ◆ 概要

工場内のテント倉庫の一部について保税工場として許可を受けていたが、テント倉庫の契約期間満了に伴い、当該倉庫を撤去したが、税関に対して事前に、撤去に係る工事届を提出していなかったものです。

再確認を！！



## ○ その他非違事例一覧（その3）

- ◆ IM承認貨物を無許可で保税工場外に蔵置していた。
- ◆ 見本持出許可を受けずに、無許可で自社分析に使用していた。
- ◆ 搬入した外貨原料について、承認を得ることなく置くことのできる期間を超えて蔵置していた。
- ◆ IMした原料品を使用して保税作業により製造された製品を、国内向けに出荷した。
- ◆ 外国貨物を無許可で保税工場外へ出して、保税作業をおこなった。
- ◆ IM承認を受けずに、保税作業した。
- ◆ 保税工場内において、無届けで工事をした。
- ◆ 包括減却承認期間経過後、更新を忘れ、無届のまま減却した。
- ◆ 保税製品について、保税運送承認を得ずに搬出した。
- ◆ 在庫検査により、原料品の不足を発見した。

# 麻薬、けん銃等の密輸防止にご協力を

名古屋税関では、麻薬及びけん銃などの水際取締りを一層強化することとしております。

皆様の密輸防止に対するご協力をお願いします。

名古屋税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル 0120 - 461 - 961

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

